東日本銀行コンサルNEWS
平成25年11月18日 №112

作成
税理士法人タクトコンサルティング
株式会社タクトコンサルティング
TEL 03－5208－5400
URL http://www.tactnet.com
(※)本ニュース内容についてのお問い合わせ先
税理士 森繁之助

信託の税務の基本、そして、見落としがちなこと等について

1．基本事項の確認・その１

信託は、受託者(委託者から財産を移転され、私法上の所有者となってその管理又は処分等、信託の目的の達成のために必要な行為をする義務を負う者)、委託者(財産を受託者に移転し、その管理等を託す者)、受益者(信託財産の引渡しやその他の信託財産に係る給付を受ける権利を有する者)の三者の間の法律関係です。

通常の信託について、法人税法 12 条 1 項(本文)は、「信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。)は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。」としています。所得税法・相続税法にも同旨の規定があります。

この規定により、委託者が自ら受益者となる場合(自益信託)は、税務上は受託者への財産の移転(譲渡)はなかったものとして取り扱われ、委託者以外の者が受益者となる場合(他益信託)は、委託者から受益者にその財産を移転(譲渡)したことになります。従って、他益信託の受益者が適正な対価を負担していないと、税務上、委託者から受益者に低廉又は無償の財産の譲渡が行われたことになります。両者が個人であれば、委託者から受益者に贈与があったものとされます(相続税法 9 条の 2①)。

2．基本事項の確認・その２

法人税法施行令 15 条４項は要旨「受益者が 2 者以上ある場合、信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとする。」と規定しています。所得税法施行令にも同様の規定があります。

‘受益者が２者以上’の代表例としては、運用益が見込まれる資産を一定期間信託し、信託期間中はその運用益を受益者 A に交付し、信託終了後にその資産が受益者 B に引き渡される、という信託が考えられます。

その場合、信託開始時点で信託財産自体の価値(時価)が 10 で、信託期間中運用益を得るという内容の権利の価額がその時点で 3 と算定できれば、信託終了時に元本の引渡しを受けるという内容の権利の価額は 10－3 で 7 とする考え方があります。この方法は、国税庁の財産評価基本通達(202 項)で採用されています。

3．他益信託の留意点

他益信託を、①適正な対価を得ずに行う、又は②遺言又は遺言代用信託で行う場合、少なくとも二つの問題に留意する必要があります。

(1)民法上の遺留分(同法 1028 条)の問題

個人が、家族等の近親者を受益者とする信託を①又は②で行えば、受益者に対する生前贈与、死因贈与又は遺贈になり、その受益権の価額は遺留分の算定の基礎に含まれます。その受益権の価格によっては他の相続人の遺留分を侵害する結果となり、遺留分に基づく減殺請求(同 1031 条)の対象になります。信託によって相続人の遺留分が排除されるわけではないのです。委託者(将来の被相続人)は、その財産の分割について、受益権の価値も含めて相続人間で公平感・納得感が得られるよう図るべきでしょう。

(2)受益権の時価ないし評価の問題

(1)の問題に、事前又は事後(遺留分の減殺請求を受けた場合等)に具体的に対処するには、受益権の価額を適正に評価することが必要です。受益権が二つに分かれている場合、2 の算式・考え方でそれぞれの評価額が決まるという理屈はよしとしても、実務のシーンで、その二つの価額が適正に算定できないとこの算式はワークせず、具体的対処も困難となります。運用益を得る受益権については、運用益を一種の定期金とみれば、相続税法 24 条 1 項(定期金に関する権利の評価)の評価法が評価の参考になるとも思いますが、それは相続税のための便宜的評価法であり、運用益の額が確定ないし保障されていない財産が信託財産となっているときの運用益を得る受益権の評価にそのまま妥当するとも思われません。

受益権が 2 で述べたように分割されている場合、それぞれの受益権の妥当な価額を実際に算定し、かつ、その価額につき利害関係者の間で理解を得ることが簡単ではないことは少なくないでしょう。

4．終わりに

信託を巡っては、その他に、たとえば、賃貸用不動産が信託財産とされて、受益権が 2 で述べたように分割されている場合の各受益者の所得計算を、2 で挙げた政令のもと、どのように行うか(例えば、建物の減価償却費をどうするか)といった問題もあります。この点については別の機会に小職の考えを述べてみたいと思います。